

第84回 電力・ガス取引監視等委員会

議事録

1. 日時：平成29年5月29日 10:00～10:15
2. 場所：経済産業省 本館2階西8共用会議室
3. 出席者：八田委員長、稲垣委員、圓尾委員
4. 議題：

1. 「電力の小売営業に関する指針」の改定案の建議について

○八田委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第84回電力・ガス取引監視等委員会の第1部を開催させていただきます。

本日、事前にお知らせいたしましたように2部構成です。第1部の議題は議事次第にあるとおりです。

それで、議題の1ですけれども、最初は「電力の小売営業に関する指針」の改定案の件についてです。資料3に基づいて、佐合課長よりご説明お願いいたします。

○佐合取引監視課長 それでは、資料3に基づいてご説明させていただきます。PDFの資料でいきますと4ページ目ということになります。

小売営業ガイドラインでございますけれども、全面自由化を前に、昨年1月に制定いたしました。その後自由化を開始した直後、7月に一度改正してございます。今回は2度目の改正ということになるわけですが、1ぽつにございますけれども、大きく2つの背景によって改正するということになっております。

1つ目が資源エネルギー庁で再生可能エネルギーとか原子力の電気がもっている非化石価値を証書という形で取引できるようにする仕組みを整備することになったのですが、これに伴って非化石証書を購入した小売事業者が電源構成に関して消費者に誤認を与えるような表示を行うことが求められるわけでした、ガイドラインにおいてその中身を明らかにするということでもあります。

もう1つが、委員会で今年の1月にガスの小売営業ガイドラインの制定をしていただきましたけれども、そこでの議論を踏まえて、需要家保護の観点からは、電気にも反映させるのが望ましいと考えられる点についての改正でございます。

改正のポイントは、次のページをみていただいて、参考として書いてございますけれど

も、まず一番大事というかメインの話でございます非化石証書の話なのですが、非化石価値取引市場開始に伴って、この証書を購入した事業者が再生可能エネルギーやCO₂の特性を需要家にアピールしたい場合の表示のあり方を整理することになっています。

証書の購入者は、実際には再生可能エネルギーそのものを発電したり調達しているわけではありませので、需要家に対してその特性を訴求する場合には、ちゃんとそのことが明確になるように、例えば証書購入によって実質的に再生エネルギーの電気を何割、何%調達しているといった説明を、例えば自分の実際の電源構成の表示とあわせて行うことによって、需要家に誤解を生じさせないように表示すると。そうでないと問題となる行為になるということでございます。

それから、2ばつ以下がガスのガイドラインに連動した改定でございますけれども、簡単に申し上げますと、電気料金に関して配線工事とか電気計器に関する費用が電気料金に含まれている場合には、請求書でその内訳を記載することが望ましいといったこと。

それから、2番目が業務改善命令を受けた事業者がみずからも需要家に対してその事実を公表することが望ましいということ。

3番目でございますけれども、需要家がクーリングオフなどで無契約になる場合に、小売事業者が需要家に対して電気の供給がとまってしまう可能性があることや電気を引き続き使うのであれば、他の事業者と契約を締結する必要がありますよといったことを説明することが望ましい行為としています。

4番目になりますけれども、ページをめくっていただいて、スイッチングのときの話なのですが、例えばLPガスなど、他のエネルギー事業者からエネルギーの供給を受けていて、そこからオール電化へ切りかえるような場合なのですけれども、当然従前の契約を解除することになりますので、違約金が発生するということは可能性があるのですが、そういったことを伝えるとともに、LPの場合だと、中の配管など供給設備を撤去しなくてはいけないということで、一定の時間を要する場合があるということでございます。既存の契約の中で中身によっては一定の期間を置いて、需要家が事業者へ解約を通知する必要があるといったことが書いてある場合がありますので、そういった注意喚起を新たに契約者となる電気の小売事業者が需要家に対して行うということを望ましい行為としています。

5番目、最後ですけれども、一般送配電事業者が小売電気事業者との間で託送契約を解除する場合、一定期間前に需要家に対しても供給の停止を通知すること、それから電気の供給を受けるのであるならば、他の事業者と契約が必要であることを説明するということ

で、これを怠ると送配電事業者の問題となる行為を明記するというにしております。

1 ページ目に戻っていただいて、1 ぽつ、2 ぽつに書いてございますけれども、この改正案自体は3月末の制度設計専門会合でご審議いただきまして、4月の上旬から5月上旬までパブリックコメントを実施したところでございます。

2 ぽつにありますけれども、パブリックコメントは全体で19件頂戴したとなっておりますが、パブリックコメントは実際どういうものだったかというのは、PDFの資料で7ページ目以降に記載してございます。その内容の多くが非化石価値証書の設計に関するご意見でございました。非化石価値とか電気的环境価値に関して、高いご関心をもっておられる方が多いということのあらわれだと思いますけれども、非化石価値証書の設計そのもののあり方というのは、既に資源エネルギー庁で議論なされておりますし、その時点でパブリックコメントも募集してございます。今回、小売営業ガイドラインの改定についてのパブリックコメントをいただくということでございますので、非化石価値証書の設計に関して頂戴した意見は、資源エネルギー庁にも共有させていただくということで整理をしたいと思っております。

また、電源構成の開示の義務化とか放射性廃棄物排出量の開示の義務化といったことについてのご意見も頂戴しましたけれども、こうしたガイドラインの改定の中身とは異なる部分についてのご意見に関しては、貴重なご意見ということで、関係部局とも共有して、今後の参考にさせていただくということで整理をさせていただきたいと思っております。

改正に関していうと、1、2、3番目ぐらいが関係するということだと思っております。最初のご意見ですけれども、今回の証書制度で実質的に再生可能エネルギー電気100%をとという商品メニューをつくれるようにしたらどうかということなのですが、まさに今回の証書制度はその表示方法さえしっかりしていただければ、消費者に誤解を与えないような表示をちゃんとすれば、実質再生エネルギー100%という商品メニューをつくっていただくことは可能でございますし、まさにそうしたことを可能とするように証書制度が導入されるということだと思っております。

2 ぽつは、消費者の方が再エネの電気を買ったときに、再エネ利用を宣言することができるようにしたらどうかということなのですが、これも今申し上げたような商品を購入された需要家がそのようにご自身で発信していただくということは可能かなと思っております。

3 番目でございますけれども、これが小売契約解除に関する話でございまして、小売供

給契約の解除に当たっては、事業者が書面での通知を行う原則とすべきというご意見でございます。ただ、需要家ごとに解約されるということの認知のしやすさというか、そのための伝える方法はいろいろだと思いますし、事業者のコスト負担の問題もございますので、解約通知を書面に限るということまでは必要ないのではないかと考えてございます。

以上、小売営業ガイドラインに関するパブリックコメントを含めて、いただいた意見を踏まえても、ガイドラインそのものの中身を修正する必要はないと思っていますので、改正案どおりこれを改定するというところで、資源エネルギー庁に建議したいと思っています。ご審議のほどお願いいたします。

○八田委員長　　ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、事務局からご説明があったとおり、改定案について建議することにしてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、本日第1部で予定していた議事は以上ですけれども、ほかに何かありますでしょうか。

○新川総務課長　　事務局よりご連絡をさせていただきます。第2部は、準備が整い次第、開催をさせていただきます。

○八田委員長　　それでは、これで第1部を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

——了——